

福岡市公報

令和2年5月7日 第6671号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目 次	次 一	ページ
○福岡市市税条例の一部改正（第35号）	1
○福岡市国民健康保険条例の一部改正（第36号）	2
○福岡市中小企業の生産性向上のための設備投資の促進に関する条 例の一部改正（第37号）	3

条 例

福岡市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月7日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第35号

福岡市市税条例の一部を改正する条例

福岡市市税条例（昭和36年福岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第27条第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第26項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第31項第1号」を「附則第15条第28項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第33項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項を同条第12項とし、同条に次の1項を加える。

13 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、零とする。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例)

第38条 法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、第6条の3第6項に規定する期間とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第39条 法附則第60条第3項に規定する条例で定める放棄は、市長が指定した行事に係る放棄とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則に2条を加える改正規定(附則第39条に係る部分に限る。)は、令和3年1月1日から施行する。

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月7日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第36号

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

福岡市国民健康保険条例(昭和34年福岡市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「次条第2項」の次に「及び附則第55項」を加える。

附則に次の見出し及び7項を加える。

(新型コロナウイルス感染症に感染した給与等の支払を受けている被保険者等に係る傷病手当金)

50 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。))を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症に感染したことが疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日(令和2年1月1日から規則で定める日までの間の日に限る。)から労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について、その者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。

51 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の額の合計額を就労日数で除した額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する額(その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)とする。

- 52 前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額が健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）を超えるときは、傷病手当金の額は、その額とする。
- 53 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。
- 54 附則第50項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症に感染したことが疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が附則第51項及び附則第52項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 55 附則第50項及び前項ただし書の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。
- 56 附則第50項の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定による休業補償若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による休業補償給付若しくは休業給付を受けることができる場合又はこれらの法令によらず国若しくは地方公共団体の負担において給与等の補償に関する給付を受けることができる場合には、行わない。ただし、その受けることができる額が附則第51項及び附則第52項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（適用日）

- 2 この条例による改正後の福岡市国民健康保険条例附則第50項から附則第56項までの規定は、令和2年1月1日から適用する。

福岡市中小企業の生産性向上のための設備投資の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月7日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第37号

福岡市中小企業の生産性向上のための設備投資の促進に関する条例の一部を改正する条例

福岡市中小企業の生産性向上のための設備投資の促進に関する条例（平成30年福岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 家屋及び構築物 地方税法附則第62条に規定する政令で定める先端設備等に該当する事業の用に供する家屋及び構築物をいう。

第4条中「特定機械装置等」の次に「並びに家屋及び構築物」を加える。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同項ただし書中「特定機械装置等」の次に「並びに家屋及び構築物」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。